

平成二十五年二月十二日受領
答 弁 第 一 一 三 号

内閣衆質一八三第一三号

平成二十五年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員大熊利昭君提出平成二十五年一月三十一日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大熊利昭君提出平成二十五年一月三十一日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「天下りの固定ポストにするつもりはありません。」との安倍内閣総理大臣の答弁（以下「総理答弁」という。）は、「日本郵政株式会社の社長は、財務省からの天下り固定ポストにするつもりなのか」との趣旨の質問に対してお答えしたもので、日本郵政株式会社の執行役社長の選定については、同社の経営判断により行われるものであり、総理答弁が「政府の関与または影響を示唆している」との御指摘は当たらない。

二について

「天下り」とは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいう。「天下り固定ポスト」については、総理答弁においては、同一の府省庁が退職後の職員を連続して特定の企業、団体等のポストに就かせ、当該ポストが特定の府省庁の退職後の職員により固定的に占められることとなることを指

したものである。

三について

日本郵政株式会社の執行役社長の選定については、同社の経営判断により行われるものであり、その選定に際し、政府として判断を下す制度とはなっていない。